

第3章 広域避難者の受入れ支援に関する事項

原子力災害発生時等に、避難元自治体の住民等が、国・県から避難等の指示を受けた場合において、本市が行う広域避難者の受入れ支援に関する事項は本章の定めるところによる。

3. 1 広域避難の流れ

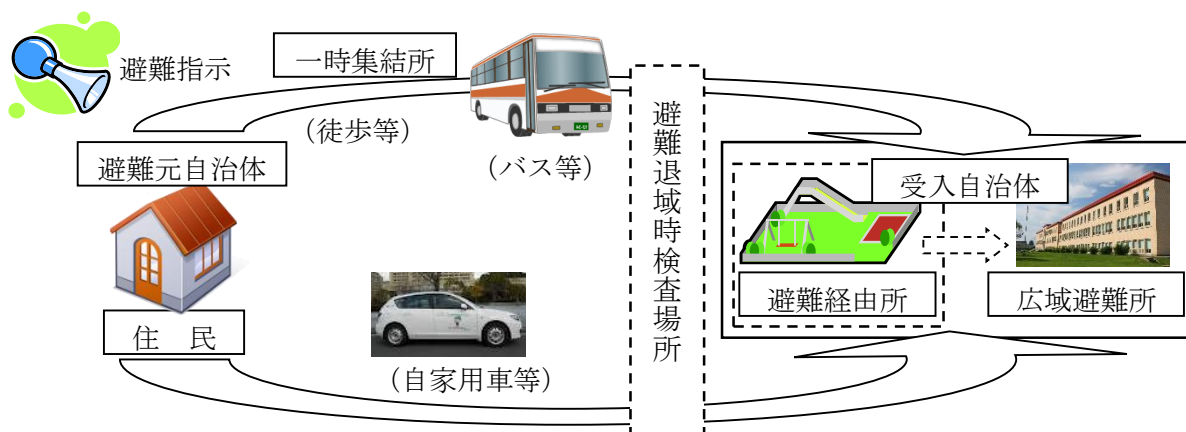
原子力災害発生時等において、国・県の指示等による広域避難の流れは下記図5のとおりであり、避難元自治体の避難等予定者数は下記表3のとおりである。

広域避難者の具体的な避難方法等については、愛媛県広域避難計画及び避難元自治体が定める住民避難計画に基づくものとする。

なお、広域避難に係る避難元自治体と受入自治体に関する調整は、原則として県が行う。

(別紙「参考資料-3 愛媛県広域避難ベースモデル」、「参考資料-4 原子力災害時における避難推奨ルート」、「参考資料-5 大洲市におけるUPZ内から避難先までの主な経路」、「参考資料-6 八幡浜市におけるUPZ内から避難先までの主な経路」参照)

図5 原子力災害発生時等の広域避難の流れ



※1 避難退域時検査場所は、放射性物質が放出された後に避難等を開始した場合に必要となる。県内主要避難ルートに複数箇所設置して、避難退域時検査を行い、必要があれば、簡易除染等を行う。

(別紙「参考資料-7 避難退域時検査場所(候補地一覧)」参照)

※2 避難経由所とは、避難先の振分け等のため、受入自治体の判断により設置するもので、必須のものではない。

表3 避難元自治体の避難等予定者数(平成28年4月1日時点)

避難元自治体	避難等予定者数		うち本市での受入予定者数	
	人数	世帯数	人数	世帯数
大洲市	41,851人	18,619世帯	35,516人	15,839世帯
八幡浜市	35,643人	16,547世帯	35,643人	16,547世帯
計	77,494人	35,166世帯	71,159人	32,386世帯

※ 大洲市の一部区域はUPZ圏外に位置しているため、大洲市の一部住民(6,335人、2,780世帯)は、大洲市内のUPZ圏外に位置する避難先候補施設で受入れが行われる。

3. 2 原子力災害発生時等の松山市及び大洲市、八幡浜市の対応

原子力災害発生時等の本市及び避難元自治体の基本的な対応の流れは、下記表4のとおりである。

表4 原子力災害発生時等の松山市及び大洲市、八幡浜市の対応

	応急対策 (放射性物質放出前)			応急対策 (放射性物質放出後)
	EAL(AL) (警戒事態)	EAL(SE) (施設敷地 緊急事態)	EAL(GE) (全面緊急事態)	
大洲市、八幡浜市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○大洲市災害警戒本部設置 ○八幡浜市災害対策本部設置 ○県、松山市との連絡体制の確立 ○県への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○大洲市災害対策本部設置 ○県への連絡 ○UPZ 住民の屋内退避準備 ○大洲市、八幡浜市の屋内退避施設の開設準備※3 	<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 ○UPZ 住民の屋内退避※1 ○UPZ 住民の避難等の準備※1・2 ○大洲市、八幡浜市の屋内退避施設での避難行動要支援者の受入れ ※3 	<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 ○OIL1に応じたUPZ一部住民の避難の実施※1 ○OIL2に応じたUPZ一部住民の一時移転の実施※1 ○大洲市、八幡浜市の屋内退避施設の運営※3 ○松山市の広域避難所等での広域避難者受入れ及び運営の協力
松山市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○県、大洲市、八幡浜市との連絡体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○松山市災害警戒本部設置 ○県、大洲市、八幡浜市との連絡体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○松山市災害対策本部設置 ○受入支援体制の立ち上げ ○UPZ 住民の受入準備※1・2 ○松山市の広域避難所等の開設準備※4 	<ul style="list-style-type: none"> ○松山市の広域避難所等での広域避難者受入れ及び運営

※1 大洲市、八幡浜市の幼稚園の園児、学校の児童・生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は、各施設の避難計画に従って対処する。

※2 UPZ では、原子力施設の状況に応じて、放射性物質の環境への放出前の段階において段階的に避難を行うこともある。

※3 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等は、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行うか、状況に応じて、放射線防護施設にて屋内退避を行う。

※4 松山市は、県又は大洲市、八幡浜市の要請により、広域避難所等の開設準備を開始する。

3. 2. 1 県及び避難元自治体との連絡体制

(1) 県及び避難元自治体との連絡手段

原子力災害発生時等において、県及び避難元自治体との連絡方法として、次の手段を活用する。なお、地震等により、一般回線が輻輳・途絶等して使用できない場合は、衛星回線を通じた通信手段を活用するなど、連絡体制を迅速に確保するものとする。

① 愛媛県

連絡手段	連絡先	備考
一般回線	089-912-2340	原子力安全対策課
衛星電話	7-200-2341	地域衛星通信ネットワーク

② 大洲市

連絡手段	連絡先	備考
一般回線	0893-24-1742	危機管理課
衛星電話	7-611-358	地域衛星通信ネットワーク
衛星携帯電話 (原子力災害時の 緊急連絡用)	870-776397728 870-776397729	KDDI IsatPhonePRO KDDI IsatPhonePRO

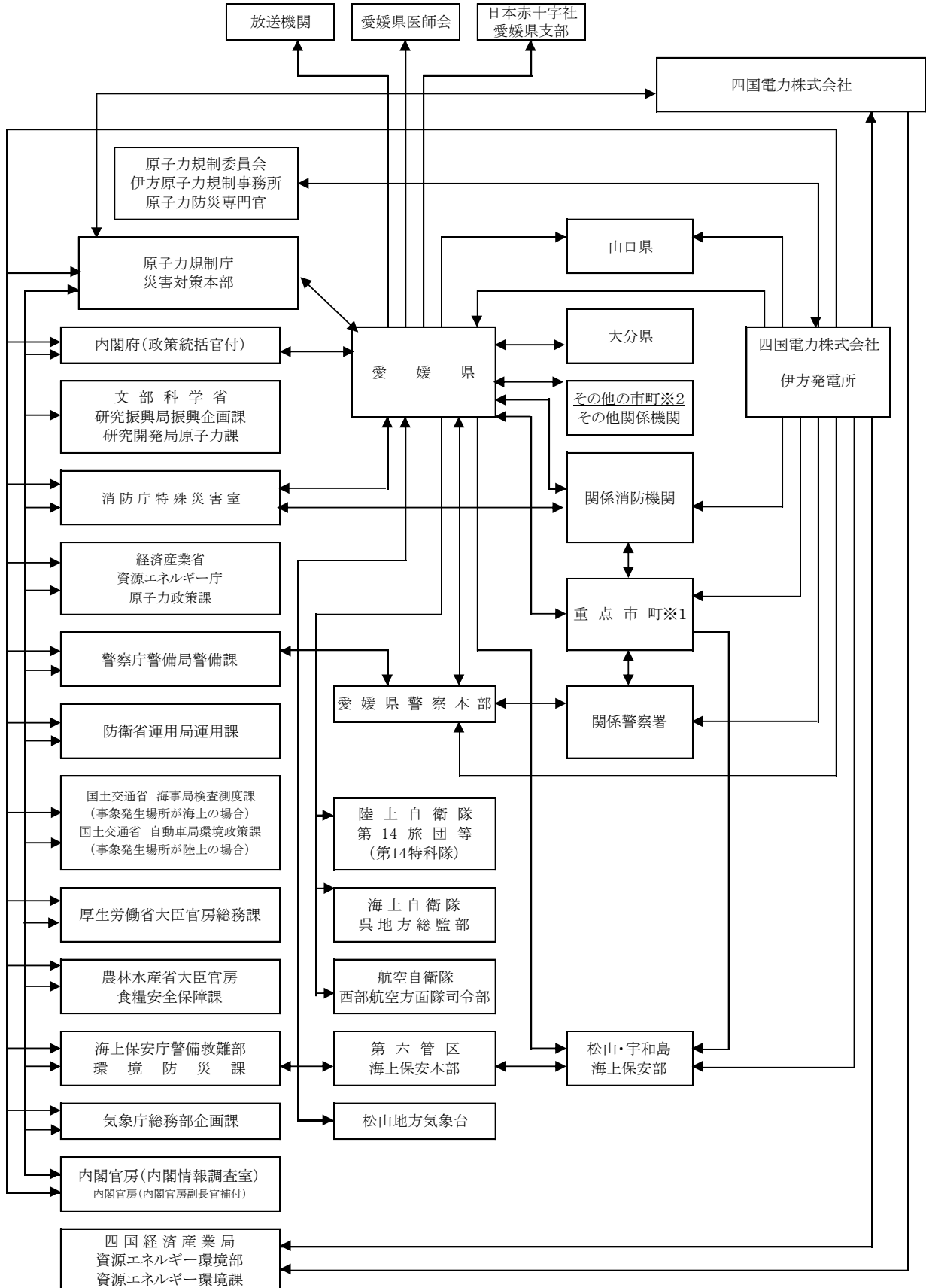
③ 八幡浜市

連絡手段	連絡先	備考
一般回線	0894-22-5997	総務課 危機管理・原子力対策室
衛星電話	7-621-322	地域衛星通信ネットワーク
衛星携帯電話 (原子力災害時の 緊急連絡用)	870-776397694 (八幡浜庁舎) 090-6886-8991 (八幡浜庁舎) 090-5918-3235 (保内庁舎)	KDDI IsatPhonePRO NTTドコモ ワイドスターⅡ NTTドコモ ワイドスターⅡ

(2) すべての連絡手段が途絶した場合の対応

大規模地震等との複合災害により、万が一、一般回線や衛星回線、メール、FAXなど、県及び避難元自治体等との連絡手段がすべて途絶した場合は、本市職員を県に派遣し、情報収集にあたるとともに、広域避難者の受入れ対応について県と協議を行うものとする。

図6 災害時における通信連絡システム図



※1 重点市町: PAZ及びUPZ市町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)

※2 その他の市町: 重点市町を除く県下市町(松山市含む)

(出典: 愛媛県地域防災計画 (原子力災害対策編) より抜粋)

3. 2. 2 警戒事態発生時の対応

(1) 国からの要請

国は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、UPZ 市町に対し、連絡体制の確立などの必要な体制をとるよう要請する。

(2) 連絡体制の確立

本市は、県から警戒事態の連絡を受けた場合は、県及び避難元自治体等との連絡体制を整える。

3. 2. 3 施設敷地緊急事態へ進展した場合の対応

(1) 国からの要請

国は、施設敷地緊急事態へ進展した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置し、県及びUPZ 市町に対し、対象住民等の屋内退避等の準備を行うよう要請する。

(2) 松山市災害警戒本部の設置

本市は、県から施設敷地緊急事態の連絡を受けた場合は、松山市災害警戒本部を設置し、必要な人員を確保するとともに、原子力災害情報等の収集及び伝達を行う。なお、施設敷地緊急事態へ進展する以前に、本市域において、地震や風水害等により、松山市災害対策（警戒）本部の設置基準に該当する事象が発生した場合には、当該設置基準に従い、松山市災害対策（警戒）本部を設置し、災害対応を行う。

3. 2. 4 全面緊急事態に至った場合の対応

(1) 国からの指示

全面緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行い、原災法第15条第3項に基づき、県及びUPZ 市町に対し、屋内退避に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示するとともに、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する。

(2) 松山市災害対策本部の設置及び受入れ体制の立ち上げ

全面緊急事態に至った場合には、本市は、松山市災害対策本部を設置するとともに、県又は避難元自治体の要請により、広域避難者の受入れ体制を立ち上げ、受入れのための避難経由所や広域避難所等の開設準備を開始する。

3. 2. 5 OIL に基づく避難等が指示された後の対応

(1) 国からの指示

放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、県及び UPZ 市町に対し、緊急時モニタリングの結果に応じた OIL に基づき、地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

避難元自治体の住民等に対し、OIL に基づく避難等が指示された場合には、本市は、県又は避難元自治体の要請により、避難等の指示を受けた広域避難者の受入れを行う。

(3) 避難退域時検査等

県及び原子力事業者等は、放射性物質が放出された場合には、UPZ市町の広域避難者に対する放射性物質による汚染状況を確認するため、県内主要避難ルートに複数箇所設置される「避難退域時検査場所」で、避難退域時検査及び簡易除染（以下「避難退域時検査等」という。）を行う。（別紙「参考資料－7 避難退域時検査場所（候補地一覧）」参照）

本市は、放射性物質の放出後に、避難経由所や広域避難所等で広域避難者を受け入れる場合には、避難退域時検査等を受けているかについて、避難退域時検査場所で発行される通過証等により確認する。

その際、避難退域時検査場所を通らずに避難等をするなど、当該広域避難者が通過証等を持っていない場合には、県又は本市は、県又は本市が指定する場所において、必要に応じて避難退域時検査等を実施し、放射性物質による汚染状況を確認する。

避難退域時検査等を行ってもなお、除染を行う判断基準（OIL4）を超過している場合には、県に相談のうえ、除染等が可能な医療機関等を紹介するなど、適切な対応をとる。

<参考>

避難退域時検査の概要（「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 平成 27 年 3 月 31 日作成、平成 29 年 1 月 30 日最終修正）を基に作成）

- 原子力災害時においては、国又は地方公共団体は、緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合には、OIL に基づく防護措置として住民に避難等の指示を出す。
- この OIL に基づく防護措置としての避難等の際に、避難等される方の汚染状況を確認する目的として実施される検査のことを「避難退域時検査」という。なお、この検査は、避難等の迅速性を損なわないよう十分留意して行う必要がある。
- この検査では、除染を行う判断基準（OIL4※）以下であることを確認する。検査の結果、判断基準以下でない場合には、OIL4 以下にするために脱衣、拭き取り、水洗等の簡易な除染をする必要がある。
※OIL4：不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準。β線：40,000cpm（皮膚から数 cm での検出器の計数率）
- 避難退域時検査は、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までのあらかじめ指定された場所で行う。
- 避難退域時検査場所を通過した場合には、人数を把握するため、例えば、通過年月日、検査場所、発行者名等を記載した通過証を交付する。

3. 3 広域避難者の受入れ支援体制

(1) 広域避難者の受入れに伴い本市が担う役割

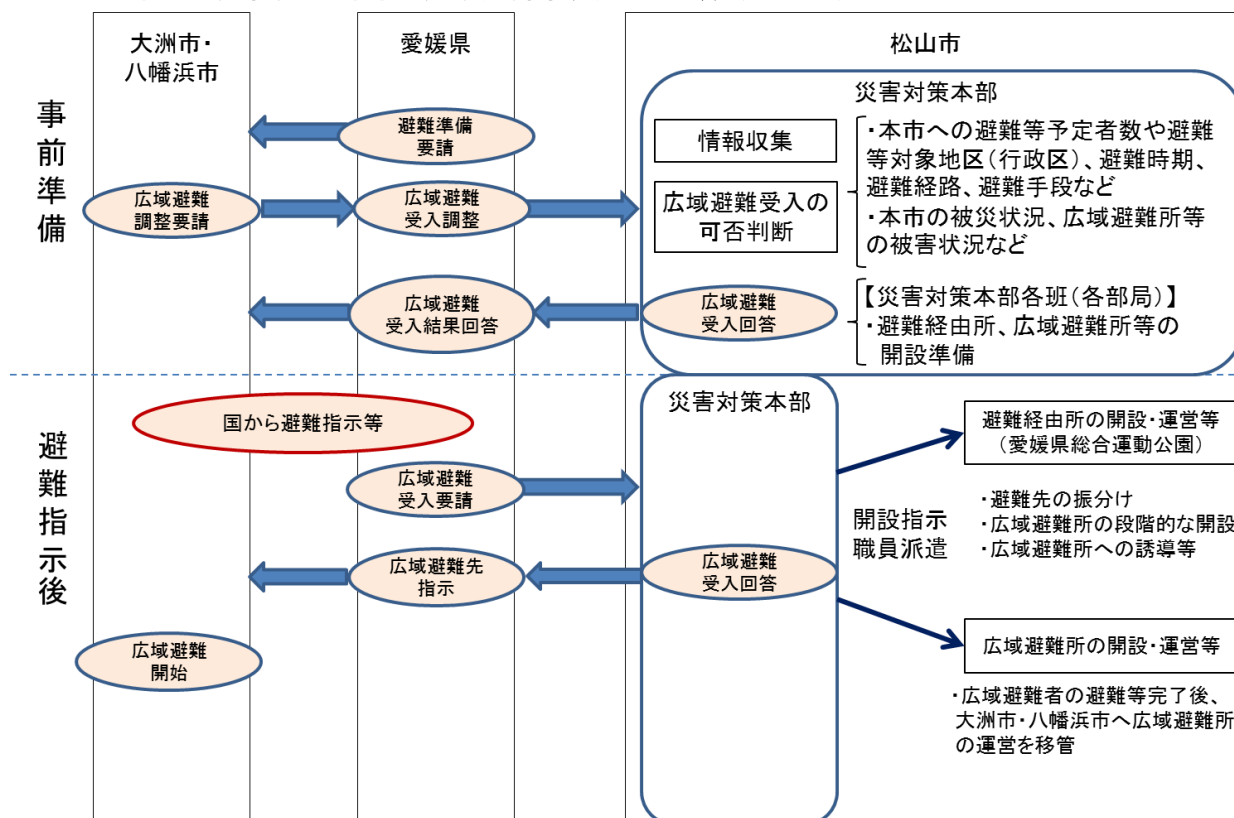
本市は、県又は避難元自治体から広域避難者の受入要請があった時から、本市への避難等が完了し、避難元自治体へ広域避難所等の運営を移管するまでの間を目途として、次の役割を担うものとする。

- ア 県及び避難元自治体からの情報収集
- イ 広域避難者の受入れ可否の判断および決定
- ウ 避難経由所、広域避難所等の開設・運営等
- エ 支援物資の調達・配布
- オ その他必要な受入れ支援業務

(2) 広域避難者の受入れ対応

ア 県又は避難元自治体から広域避難者の受入れ要請があった場合は、下記図7のとおり、本市への避難等予定者数や避難等対象地区（行政区）、避難時期、避難経路、避難手段などについて、県及び避難元自治体から情報収集を行うとともに、複合災害であった場合は、本市の被災状況や、広域避難所等の被害状況などを総合的に判断したうえで、広域避難者の受入れ可否を決定する。

図7 原子力災害発生時等の広域避難者受入れ手順（フロー）



イ 本市において広域避難者の受入れを決定した場合は、速やかに、避難経由所や広域避難所等の開設・運営に必要な人員を確保するとともに、県及び施設管理者に連絡のうえ、避難経由所、広域避難所等の開設準備を行う。

ウ 原子力災害発生時等の松山市災害対策（警戒）本部の設置基準及び職員動員体制は、松山市地域防災計画（地震災害対策編）等に定めるとおりとする。

- エ 避難等開始当初は、県及び避難元自治体は、住民避難に全力をあげなければならないため、広域避難者の避難等が完了するまでの間、避難経由所や広域避難所等の開設・運営、広域避難者の誘導などの受入れ業務について、本市が主体的に対応する。
- オ 本市に地震等による被害がある場合には、可能な範囲で広域避難者の受入れに協力することとする。ただし、大規模な地震等により本市も甚大な被害を受け、受入れが困難となった場合は、二次避難先の調整を県に要請する。

(3) 避難経由所の開設・運営等

① 避難経由所の開設

本市へ避難等をする広域避難者を円滑に受け入れるため、広域避難者が一旦立ち寄る場所として「避難経由所」を開設する。避難経由所は下記表5のとおり「愛媛県総合運動公園」に開設することとし、愛媛県総合運動公園が地震等により使用できない場合に備え、複数の開設場所を検討しておくこととする。

表5 避難経由所の開設場所

名称	所在地	電話番号	収容可能人数	屋外部分面積(m ²)
愛媛県総合運動公園	松山市上野町乙46番地	089-963-3211	2,970	169,982

<避難経由所を開設するメリット>

- ① 避難経由所において避難者の避難先振り分けを実施するため、段階的に避難所が開設でき、受入自治体の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、受入自治体内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

(出典：愛媛県広域避難計画より抜粋)

② 避難経由所の運営等

避難経由所では、広域避難者に同行した避難元自治体職員の協力のもと、次の受入れ業務を実施する。また、同行した避難元自治体職員は、本市と広域避難者のパイプ役を担うものとする。

- ア 避難経由所内の受付場所（屋内施設）への案内・誘導
- イ 広域避難者の受付（別紙「参考資料－8 広域避難者受付票（避難経由所用）」参照）
- ウ 広域避難者の避難先の振分け
- エ 開設した広域避難所への誘導
- オ 避難経由所敷地内の駐車場管理
- カ その他必要な受入れ支援業務

③ 広域避難所への移動手段

避難経由所から広域避難所までの移動は、基本的に避難等で使用した広域避難者の自家用車等や、県が手配したバス等で移動するものとする。ただし、広域避難所の駐車場に余裕がない場合は、バス等の手配を県に追加要請する。

④ 広域避難者の避難先の割振り

広域避難者のスムーズな避難や、避難後の地域コミュニティの維持、家族の離散防止などを図るため、下記表6・7のとおり、避難元自治体の行政区単位で広域避難者の避難先を割振ることとする。なお、避難元自治体の地区（行政区）の区割は、図8・9のとおりである。

表6 大洲市広域避難者の避難先の割振り

番号	名称	所在地(松山市)	電話番号	収容可能人数	受入対象者	
					地区名(行政区名)	避難者数
1	愛媛県研修所体育館	東野四丁目乙225番地	089-977-2122	330	肱南(大洲13、大洲18)	302
2	愛媛県身体障がい者福祉センター	道後町2丁目12番11号	089-924-2101	1,450	肱南(大洲1~12、大洲城山、大洲14北・南)	1,389
3	愛媛県障がい者更生センター	道後町2丁目12番11号	089-925-2013	1,130	肱南(柚木20、柚木21西)	1,079
4	テクノプラザ愛媛 本館	久米窪田町337番地1	089-960-1100	620	肱南(大洲17、椎の森、柚木19、柚木21東、平成病院、帝京高校とみす寮)	595
5	テクノプラザ愛媛 別館	久米窪田町487番地2	089-960-1110	80	豊茂(豊茂113、豊茂118・119)	74
6	愛媛県農林水産研究所	上難波甲311番地	089-993-2020	220	肱南(大洲15)	199
7	愛媛県総合運動公園	上野町乙46番地	089-963-3211	2,970	久米	2,760
8	愛媛県総合教育センター	上野町甲650番地	089-963-3111	380	豊茂(豊茂107~112、豊茂114~117)	352
9	えひめ青少年ふれあいセンター	上野町甲650番地	089-963-3166	2,720	肱北	2,563
10	愛媛県県民文化会館	道後町2丁目5番地1	089-923-5111	21,760	若宮、五郎、田口、平、菅田、新谷、三善、八多喜、上須戒、長浜、今坊、出海	21,172
11	愛媛県生活文化センター	北持田町139番地2	089-933-1369	1,270	白滝	1,249
12	愛媛県立松山東高等学校	持田町2丁目2番12号	089-943-0187	620	櫛生・須沢	580
13	愛媛県立松山西中等教育学校	久万ノ台1485番地4	089-922-8931	580	平野	551
14	愛媛県立松山南高等学校	末広町11番地1	089-941-5431	630	柳沢	544
15	愛媛県立松山北高等学校	文京町4番1号	089-925-2161	730	沖浦	683
16	愛媛県立松山中央高等学校	井門町1220番地	089-957-1022	580	大和(下須戒94~96)	571
17	愛媛県立松山工業高等学校	真砂町1番地	089-931-8195	570	大和(穂積100~102、下須戒97~99、大和団地153、上老松103~105、大越106)	558
18	愛媛県立松山盲学校	久万ノ台112番地	089-922-3655	300	肱南(大洲16、八尾、とみす寮)	295
収容可能人数 計				36,940	避難者数 計	35,516

図8 大洲市の地区（行政区）区割図

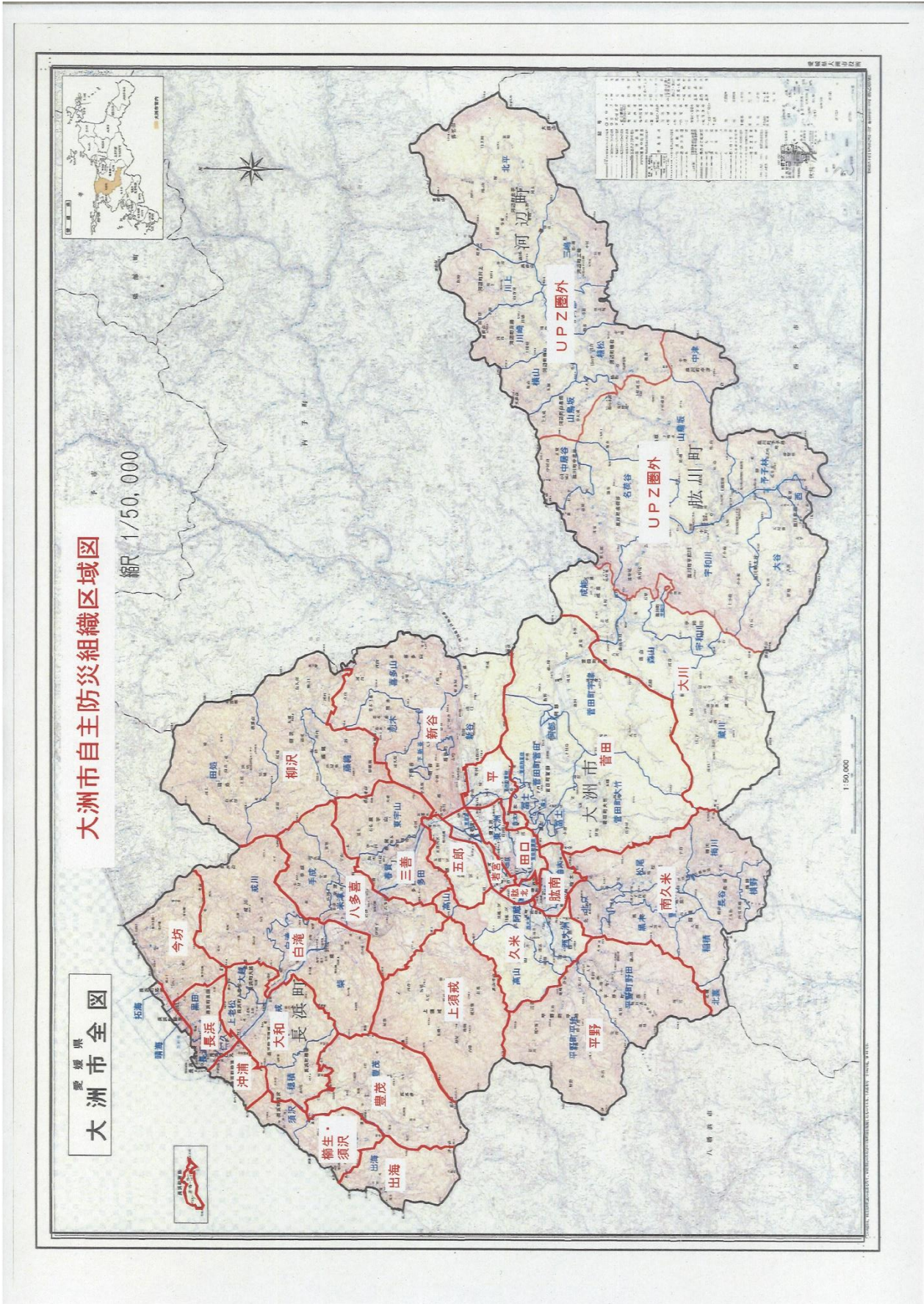
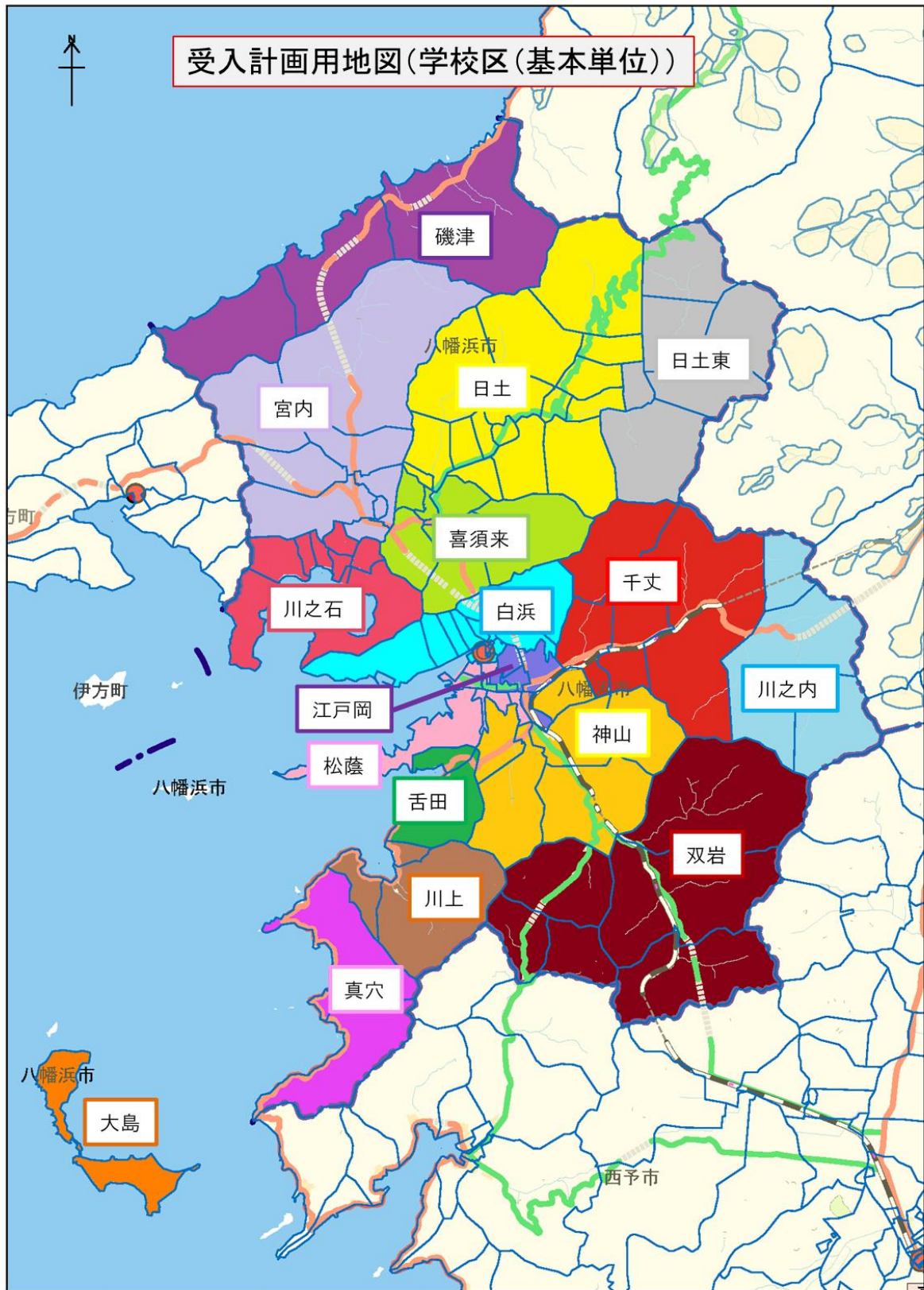
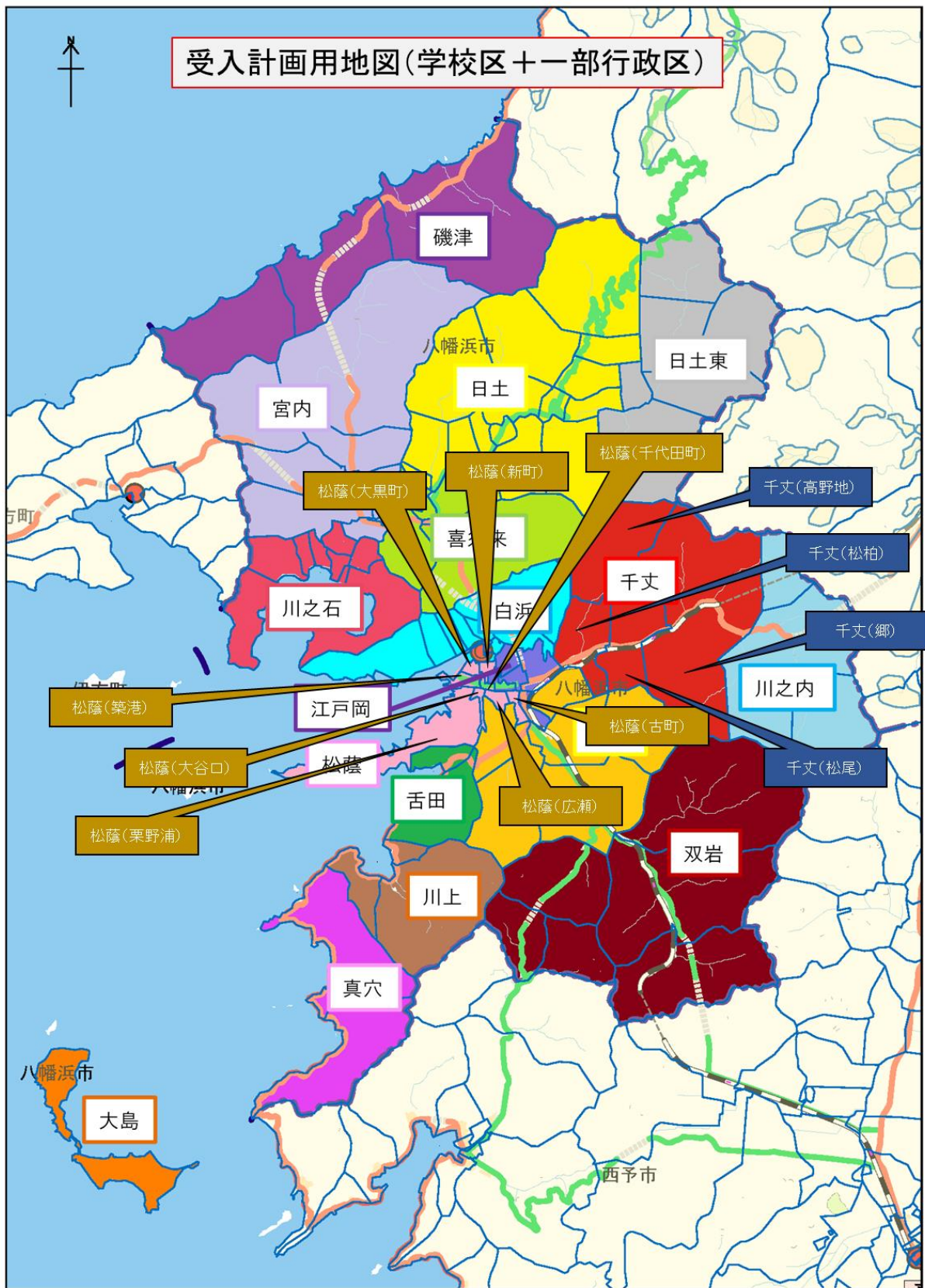


表7 八幡浜市広域避難者の避難先の割振り

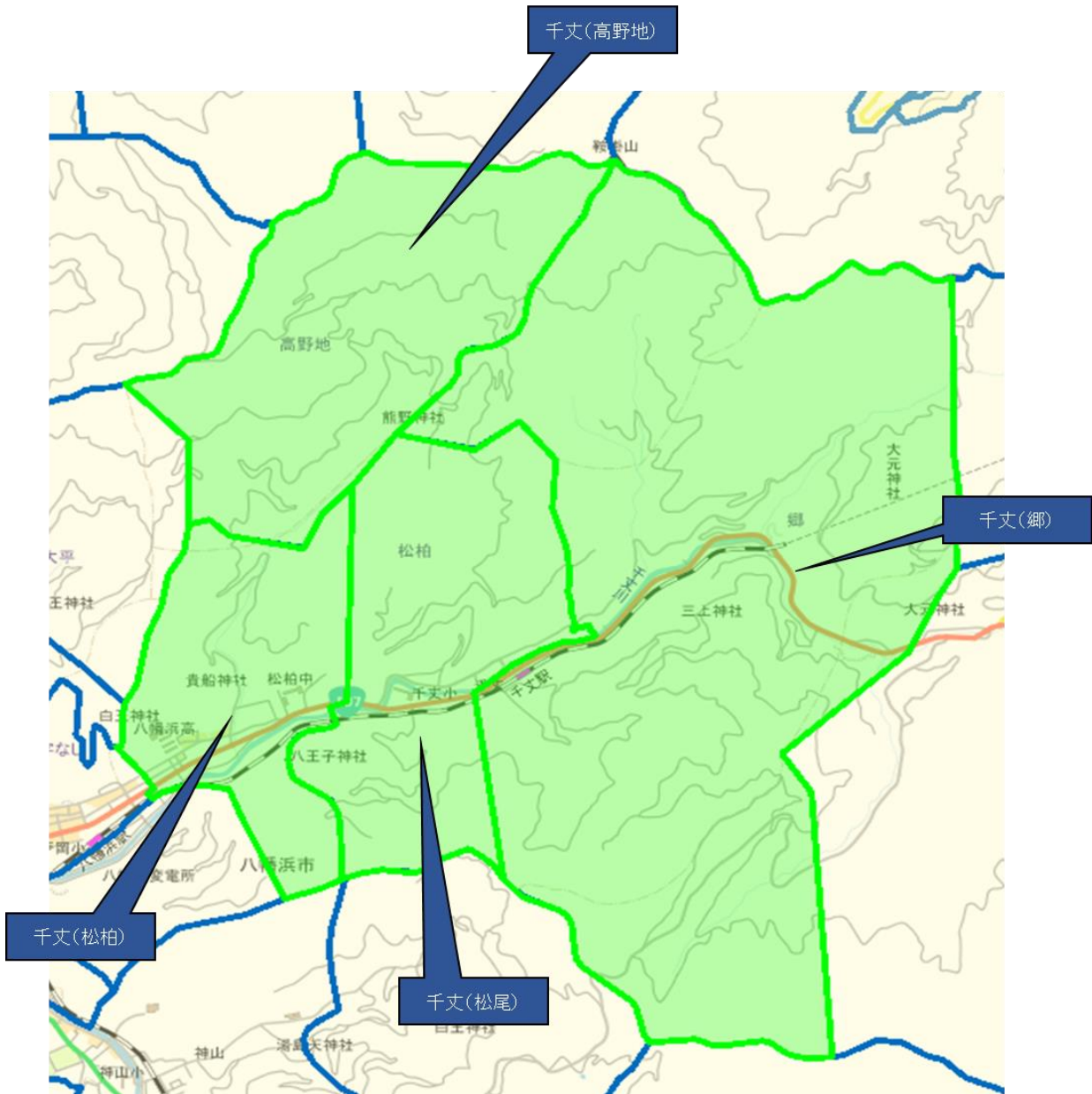
番号	名称	所在地(松山市)	電話番号	収容可能 人数	受入対象者	
					地区名(行政区名)	避難者数
1	愛媛県消防学校	勝岡町1163番地15	089-978-4000	400	松蔭(大谷口)	382
2	愛媛県男女共同参画センター	山越町450番地	089-926-1633	640	磯津	563
3	愛媛県総合社会福祉会館	持田町3丁目8番15号	089-921-5070	430	松蔭(新町)	421
4	えひめこどもの城	西野町乙108番地1	089-963-3300	2,490	大島、真穴、川上	2,442
5	福祉総合支援センター	本町7丁目2番地	089-922-5040	1,780	千丈(松柏)、松蔭(築港)	1,750
6	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	道後今市12番地30	089-925-2678	620	松蔭(大黒町)	606
7	愛媛県視聴覚福祉センター	本町6丁目11番5号	089-923-9093	1,870	千丈(高野地、松尾、郷)	1,629
8	愛媛国際貿易センター	大可賀2丁目1番28号	089-951-1211	3,890	川之石、松蔭(広瀬)	3,637
9	松山高等技術専門学校	本町7丁目2番地	089-924-5768	740	松蔭(古町)	549
10	中予地方局建設部分室	拓川町482番1	089-935-4563	310	松蔭(栗野浦)	301
11	愛媛県生涯学習センター	上野町甲650番地	089-963-2111	6,420	宮内、喜須来	6,393
12	愛媛県教育文化会館	堀之内	089-941-1441	3,220	日土、双岩、松蔭(千代田町)	3,161
13	愛媛県武道館	市坪西町551番地	089-965-3111	8,740	白浜、江戸岡、舌田	8,705
14	愛媛県美術館	堀之内	089-932-0010	5,180	神山、日土東、川之内	5,104
収容可能人数 計				36,730	避難者数 計	35,643

図9 八幡浜市の地区（行政区）区割図

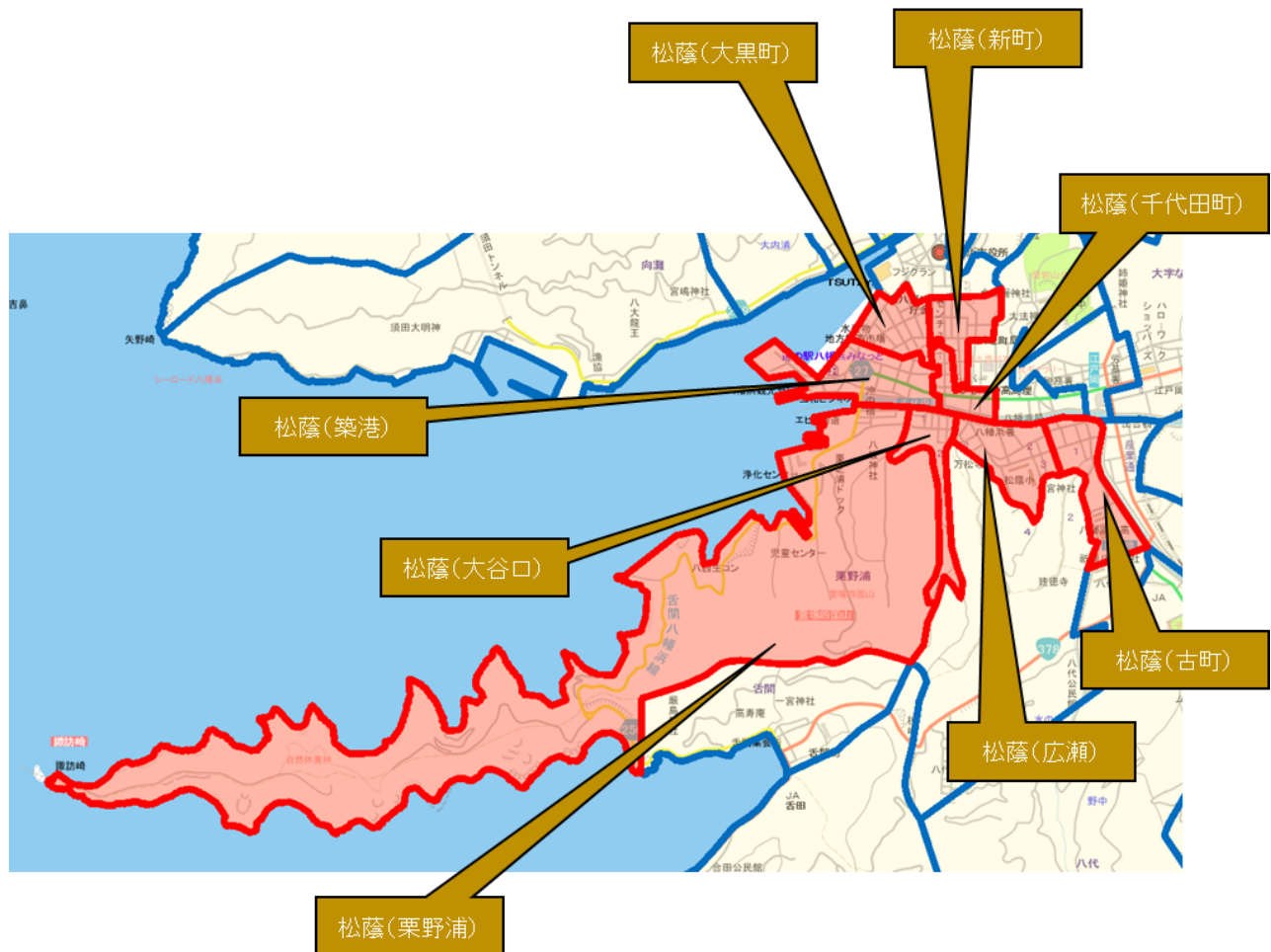




受入計画用地図(千丈地区内詳細)



受入計画用地図(松蔭地区内詳細)



(4) 広域避難所の開設・運営等

① 広域避難所の開設

ア 広域避難所は、複合災害時の本市住民等の避難場所を確保するため、愛媛県広域避難計画に挙げられた避難先候補施設のうち、本市にある県有施設への避難を原則とする。なお、原子力災害が単独で発生した場合も、開設場所は同様とする。

(別紙「参考資料－9 広域避難所一覧」参照)

イ 広域避難所は、避難経路所での広域避難者の集結状況に応じて、段階的に開設する。

ウ 複合災害等により、予定していた広域避難所が使用できない場合は、県と調整のうえ、他の県有施設等を広域避難所として活用するほか、二次避難先の調整を県に要請する。

② 広域避難所の運営等

ア 避難等開始当初に本市が行う広域避難所の開設・運営等は、「松山市避難所運営管理マニュアル」に基づき、施設管理者及び避難元自治体職員と連携しながら実施するものとする。

イ 広域避難所では、広域避難者の状況把握及び必要な支援実施のため、「広域避難者名簿」により受付を行うとともに、「広域避難者一覧表」を作成する。また、広域避難所

の担当職員は、広域避難者の収容状況を松山市災害対策本部に定期的に報告し、必要な支援を要請するものとする。

(別紙「参考資料－１０ 広域避難者名簿・広域避難者一覧表」参照)

ウ 広域避難所の施設管理自体は、広域避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

エ 広域避難所等に広域避難の調整をしていない避難者の流入があり、広域避難所等の収容人員を超えるおそれがある場合は、他市町等での受入れ調整を県に要請するものとする。また、国・県から避難等の指示が出ていない段階で、避難元自治体の住民等が本市へ避難した場合は、県と協議し、対応を決定するものとする。

オ 広域避難者へ提供する食料や飲料水、毛布等の緊急物資は、必要に応じて本市の備蓄物資を提供するほか、本市と災害時応援協定を締結しているスーパーや百貨店等の民間事業者、県などに物資の支援を要請し、迅速に確保するものとする。

ただし、複合災害時には、被災した本市住民等への物資供給を最優先する必要があるため、県などに要請し、必要物資の確保に努めることとする。

なお、広域避難者の受入れに伴い本市が提供した緊急物資の費用負担については、愛媛県広域避難計画に基づき、最終的に本市の負担とならないことを原則とする。

カ 広域避難者の医療・健康相談等について、適切に対応できるよう、避難元自治体と協力し、広域避難所内に相談窓口を設置する。また、放射線影響に関する健康管理の相談は、避難元自治体と協力し、国・県の支援を受けながら対応するものとする。

③ 避難元自治体への広域避難所運営の移管

避難開始直後からできるだけ早期に、広域避難所へ避難元自治体職員を派遣してもらい、本市から避難元自治体へ広域避難所の運営を移管させるものとし、移管後は、避難元自治体職員や広域避難者、施設管理者、ボランティア等による自主運営体制に移行するものとする。

(5) 福祉避難所の開設・運営等

① 要配慮者の受入れ支援

ア 避難生活で特段の配慮が必要とされる「要配慮者」のうち、「在宅要配慮者」については、まずは広域避難所で受入れを行うものとする。なお、避難元自治体の在宅要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する「在宅避難行動要支援者」の人数は下記表８のとおりであり、避難元自治体が定める避難行動要支援者の範囲は表９のとおりである。

表８ 避難元自治体の在宅避難行動要支援者数（平成２８年４月１日時点）

避難元自治体	在宅避難行動要支援者数	うち本市での受入予定者数
大洲市	1,874人	1,620人
八幡浜市	3,508人	3,508人
計	5,382人	5,128人

※上記人数は、「表３ 避難元自治体の避難等予定者数（平成２８年４月１日時点）」の内数である。

表 9 避難元自治体が定める避難行動要支援者の範囲

避難元自治体	避難行動要支援者の範囲
大洲市	(1) 身体障がい者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方 (2) 療育手帳（知的障がい者） A または B（中度）の交付を受けている方 (3) 精神障がい者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方 (4) 介護保険制度の要介護度 3， 4 または 5 の認定を受けている方 (5) 75 歳以上の高齢者のみの世帯で、災害時に避難の支援を「希望する方」 (6) 上記対象者以外で避難の支援を「希望する方」（避難に特別な配慮や援護が必要と認められる方） ※施設等に入所されている方は除く。
八幡浜市	(1) 介護保険における要介護認定を受けており、要介護 1～5 の者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級または 2 級の者 (3) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度が A 判定の者 (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級または 2 級の者 (5) 75 歳以上のひとり暮らし高齢者または 75 歳以上の高齢者のみの世帯 (6) 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者 ※入院患者や社会福祉施設等に入所している者は除く。

イ 在宅要配慮者のうち、介護を必要とする高齢者や障がい者等については、広域避難所内に専用のスペース（福祉避難室）を設けて受け入れるものとする。

ウ 障がいの程度や体力、病状等の状況から判断し、広域避難所内の福祉避難室での生活が困難な在宅要配慮者については、必要に応じて、福祉避難所等の適切な施設へ移送を行うものとする。

エ 在宅要配慮者のケアは、家族が中心となって行うものとする。

オ 社会福祉施設等入所者や病院等入院患者は、各施設の避難計画に基づき、施設毎にあらかじめ定めた避難先の社会福祉施設等や病院等へ避難等を行うものとする。

② 福祉避難所の開設

ア 県又は避難元自治体から福祉避難所の開設・運営等について要請があった場合又は広域避難者を福祉避難所へ移送する必要が生じた場合は、本市が指定している福祉避難所の中から、松山市災害対策本部の判断により、状況に応じて開設場所を決定するものとする。

（別紙「参考資料－ 1 1 福祉避難所一覧」参照）

イ 本市が指定している福祉避難所のみで、避難元自治体の避難行動要支援者等の受入れが困難な場合は、二次避難先の調整を県に要請する。

③ 福祉避難所の運営等

- ア 福祉避難所の運営にあたっては、「松山市福祉避難所運営管理マニュアル」に基づき、施設管理者と連携しながら実施する。
- イ 広域避難所と同様に、できるだけ早期に、福祉避難所へ避難元自治体職員を派遣してもらい、本市から避難元自治体へ福祉避難所の運営を移管するものとする。

(6) 広域避難が長期化した場合の対応

広域避難が長期化すると見込まれる場合、県及び避難元自治体は、広域避難者が賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるよう努めるものとする。

(7) 広域避難に係る費用負担

広域避難に係る費用負担については、愛媛県広域避難計画に基づき、最終的に本市を含む受入自治体の負担とならないことを原則とする。